

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

愛南町は、愛媛県の最南端に位置し、南は黒潮踊る太平洋、西は豊後水道に面し、温暖な気候に恵まれたリアス式海岸では、鯛やブリの養殖、山間部では河内晩柑を中心とした柑橘栽培が盛んに営まれており、産業は沿岸部、山間部と広域に立地し、一次産業が中心ではあるが、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が経済、産業を支えている。

近年の人口は、平成30年2月末には21,938人だったが、令和5年2月末現在で19,464人と5年間で2,474人減少しており、今後も更に減少傾向で推移すると見込んでいる。

また、町内の商工業者数は平成29年の1,144から令和4年には1,082と5年間で62減少しており、愛南町就職支援センターの調査による有効求人倍率は3倍を超え、非常に高い倍率で推移していることから、慢性的な人手不足と事業主の高齢化の進展は、町内企業にとって事業を継続する上で深刻な問題となっている。

このような中、独自の取組として、町内事業者の生産性向上等の取組に対して支援する「愛南町中小企業者等経営強化補助金」等の経営の効率化を図る助成制度を実施してきたが、引き続き、町内中小企業の実業性の抜本的な向上により、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていこうとする取組を支援していくことは喫緊の課題である。

#### (2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、愛媛県南予地域で最も設備投資が活発な自治体として更に経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に4件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

### 2 先端設備等の種類

愛南町の産業は、一次産業が中心ではあるが、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が愛南町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

ただし、太陽光発電設備は、雇用の創出及び安定を図る等の観点から、従業員が生

産等のため常駐する自己の工場、事務所等の建築物の屋上に設置するもので、全量売電を目的とせずその発電電力を直接生産等に供するものに限り対象とする。

### 3 先端設備等の導入の促進に関する事項

#### (1) 対象地域

愛南町の産業は、沿岸部、山間部と広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、愛南町内全域とする。

#### (2) 対象業種・事業

愛南町の産業は、一次産業が中心ではあるが製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が愛南町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT 導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

### 4 計画期間

#### (1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年4月1日～令和7年3月31日とする。

#### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

### 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

#### (備考)

用紙の大きさは日本工業規格A4とする。